

規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十七号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（平成十五年埼玉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十八条」の下に「、法第六十八条の三各項、法第六十八条の四」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の見出し中「第二種社会福祉事業」を「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業」に改め、同条中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（社会福祉住居施設に係る第二種社会福祉事業開始等の届出）

第七条 法第六十八条の二各項の規定による届出は、様式第七号の届出書により行うものとする。

様式第七号を様式第八号とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号（第7条関係）

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始（経営）届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

社会福祉法第68条の2第1項（第2項）の規定に基づき、下記のとおり社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始したので、関係書類を添付の上、届け出ます。
経営したい

記

1 施設の名称及び所在地

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 - 建物の名称等	
連絡先	電話番号		F A X 番号
	e-mail		

2 設置者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地並びに経歴及び資産状況等

法人等の名称			
住所又は主たる事務所の所在地		〒 - 建物の名称等	
連絡先	電話番号		F A X 番号
	e-mail		
届出時における法人等の経歴及び資産状況等		別添1のとおり	
代表者	役職名		氏 名

3 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	

4 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (当該事業として使用する部分 階部分の 全部・一部)
敷地面積	m ²
総床面積	m ² (当該事業として使用する部分 専用 m ² 、共用 m ²)
建築年月日	年 月しゅん工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無(有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室(詳細は、別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他()
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者(施設長)	<small>フリガナ</small> 職名 氏名 (経歴は、別添6のとおり)
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する。)	<small>フリガナ</small> 職名 氏名 (経歴は、別添6のとおり)

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

添付書類

- 1 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 別添1-2 直近の事業報告及び決算書類
- 3 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 4 別添1-4 事業者誓約書
- 5 別添2 届出時における法人の定款等
- 6 別添3 建物の平面図

- 7 別添4 居室面積及び使用料（家賃）一覧
- 8 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 9 別添6 経歴申告書
- 10 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 11 別添8-1 運営規程
- 12 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 13 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用及びサービス利用）及び重要事項説明書
- 14 別添8-4 金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合のみ）
- 15 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。